

社会福祉法人いこま福祉会 KAZAGURUMA 奨学金返済支援制度規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いこま福祉会（以下「法人」という。）の理念及び活動方針を理解し、障害のある人の福祉サービスの向上とよりよい地域づくりを目指して共に働く人材を確保することを目的に KAZAGURUMA 奨学金返済支援制度（以下「支援制度」という。）の支給等に関する必要な事項を定めるものとする。

(支援制度の支給対象者)

第2条 支援制度の支給対象者は、次に掲げるものとする。

(1) 新卒者

当該年度末（3月）に大学、大学院、短期大学、専門学校、高等専門学校、専修学校、高等学校等を卒業見込みであり且つ独立行政法人日本学生支援機構（一種又は二種奨学金）及びその他貸付型奨学金の貸与を受け、法人で正職員として就業し、他の奨学金返済支援制度等と重複しない者

(2) 第二新卒者

大学、大学院、短期大学、専門学校、高等専門学校、専修学校、高等学校等を卒業後3年以内であり且つ独立行政法人日本学生支援機構（一種又は二種奨学金）及びその他貸付型奨学金の貸与を受け、法人で正職員として就業し、他の奨学金返済支援制度等と重複しない者

(支援制度の支給額)

第3条 支援制度の支給額は、次に掲げるものとする。

(1) 第2条（1）に該当する新卒者

法人が代理返済制度を活用し月額 30,000 円を直接返済するものとする。ただし、奨学金返還月額がその金額に満たないときは、返還月額と同額とする。また、代理返済制度が認められない場合は、月次の奨学金返済額を給与手当として支給する。但し、給与手当の上限額は 30,000 円とする。

(2) 第2条（2）に該当する第二新卒者

法人が代理返済制度を活用し月額 20,000 円を直接返済するものとする。ただし、奨学金返還月額がその金額に満たないときは、返還月額と同額とする。また、代理返済制度が認められない場合は、月次の奨学金返済額を給与手当として支給する。但し、給与手当の上限額を 20,000 円とする。

(支援制度の支給期間)

第4条 支援制度の支給期間は次に掲げるものとする。

(1) 第2条(1)に該当する新卒者

支援制度の支給期間は、奨学金返済開始後最長5年間(60ヵ月)とする。

但し、奨学金返済が支給対象最長月以前に終了した場合は、最終返済月までの支給とする。

(2) 第2条(2)に該当する第二新卒者

支援制度の支給期間は、奨学金返済開始後最長5年間(60ヵ月)とする。

但し、奨学金返済が支給対象最長月以前に終了した場合は、最終返済月までの支給とする。

(支援制度の支給開始時期)

第5条 支援制度の支給開始時期は、法人入職後貸付奨学金の返済が開始した月を期初とする。

(支援制度の申請書類)

第6条 支援制度の利用を希望する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) KAZAGURUMA 奨学金返済支援制度申請書
- (2) 履歴書
- (3) 卒業(見込)証明書・成績証明書(申請日の直近分)
- (4) 貸与奨学金の借入額及び返済計画等を証明する書類(奨学金契約書の写し等)

(支援制度の審査と承認)

第7条 第6条の書類の提出があったときは、提出された書類の他、面接をもって審査委員会で審査し、理事長が支給決定を行うものとする。審査委員会は、理事長及び部長、次長で構成する。

- 2 支援制度の支給もしくは不支給を決定した時は、採用選考結果と共に申請者に通知するものとし、支援制度支給決定者(以下「支給決定者」という。)は誓約書を提出するものとする。

(支援制度の契約)

第8条 支援制度の支給を決定した場合は、法人入職時に雇用契約書を作成し、法人、支給決定者間で取り交わしを行う。

(支給決定者の届出義務)

第9条 支給決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長に届け出なければならない。

- (1) 支給決定者は、毎年4月1日~4月末までに奨学金残高を証明する書類(奨学金返

済計画書)を提出するものとする。

(2) 支給決定者の氏名、住所、その他届出事項を変更したとき。

(3) 支給決定者が私傷病等により1カ月以上休職する見込みのとき。

(支給決定者の辞退)

第10条 支給決定者は、自己都合により辞退する場合は、奨学金返済支援制度辞退願を理事長に提出しなければならない。

(支給決定者の支給停止)

第11条 支給決定者が次のいずれかの要件に該当するに至ったときは、審査委員会で審査し、支給停止を行うことができる。

①支給決定者が辞退したとき

②支給決定者が退職するとき

③支給決定者が下記の休職または休業により、月80時間以上の給与支給を停止する月(例:私傷病等による休職、育児休業等)

④支給決定者が法人就業規則第46条(2)以下の制裁を受けたとき

⑤支給決定者の勤務態度が法人からの指導によっても改善せず、著しく周囲に悪影響を与えると施設長より報告があった場合

2 理事長は、前項の規定により支援制度の決定を停止したときはその旨を奨学金返済支援制度決定停止通知書により支給決定者に通知する。

3 第1項規定の休職または休業により支給停止を受けたものが復職した場合は、支援制度の支給を再開する。但し、支給停止期間中も第4条で定める支給期間に通算する。

(奨学金台帳の作成)

第12条 理事長は、支給決定者ごとに奨学金台帳を備え、支給終了後5年間保存するものとする。

(その他)

第13条 本規程に定めのない事案については、理事会で協議の上で理事長が決定する。

(改廃)

第14条 本規程の改廃は、理事会の承認により行う。

附則 この規程は、令和6年8月1日から施行する。